

第6回浦安市廃棄物減量等推進審議会議事録

1. 開催日時 平成15年5月20日(火) 午前10時～午前12時

2. 開催場所 文化会館 中会議室

3. 出席者

(委員)

横山会長、服部副会長、内田委員、原委員、吉村委員、小暮委員、岩田委員、
風巻委員、藤森委員、大塚委員、神子委員、小林委員

(事務局)

村瀬部長、中村次長、黒岩クリーンセンター長、永井課長、上林課長補佐、岡崎係長、
峰崎係長、吉泉副主査、平林副主査

4. 議題

(1) 第5回審議会の審議内容確認

(2) 今後の審議について

5. 議事の概要

(1) 第6回審議会

① 第5回審議会の審議内容確認

【決定事項】

- ・ 指定袋に手数料(処理料金)を賦課しない。
- ・ 指定袋の袋原価は市民負担とする。
- ・ 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「その他プラスチック容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の4種類の袋を同時に導入する。

【審議途中の事項】

- ・ 導入時期について、「その他プラスチック容器包装ごみ」施設整備にあわせて、平成17年度実施とするか、平成16年度よりその準備期間として実施するかを審議中。

② 第6回審議会の審議内容

【決定事項】

- ・ 導入時期については、「その他プラスチック製容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の施設整備にあわせ、平成17年度実施とする。

【審議をおこなった事項】

- ・ 指定袋の規格について審議をおこなった。

近隣市で認可された指定袋・推奨袋を会場にて見分をした後に、浦安市の世帯構成・ごみ排出状況を参考とし、排出者の立場や作業効率等を考慮し規格について審議をした。結果、事務局にて指定袋の規格の案を検討することとした。

6. 会議経過

事務局より、先に配付している第6回審議会の資料について説明をおこなった。

- 事務局 資料の説明。
 - ①（上記概要にある）第5回審議会の審議内容確認。
 - ②本日（第6回審議会）の審議事項について
 - ・ 指定袋の導入時期
 - ・ 指定袋の規格について
- 会長 これから、「指定袋制の導入時期」について審議しますが、指定袋の対象品目について、事務局より再度説明を願う。
- 事務局 対象品目については、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「その他プラスチック容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の4種類の袋を同時に導入すると決定がありましたが、「その他プラスチック容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」が袋の導入時期と深くかかわってきますので説明いたします。

現在使用している市民への排出方法のお知らせ『わたしたちのごみの分け方・出し方』を資料として使い、指定袋（「その他プラ」「その他紙」）を導入した場合との相違の説明。

【資源ごみ】《紙類》…新聞、雑誌、ダンボール等については現在週1回の収集を行なっている。「その他プラ」「その他紙」を導入後も変化なし。

《びん・缶・ペットボトル》…現在週1回の収集で方法については、導入後も原則変更なしの予定。現在、びん・缶は専用コンテナ、ペットボトルについては専用ネットにて収集をしているが、ペットボトルについては「その他プラスチック容器包装ごみ」の施設整備の状況により指定袋により収集する可能性あり。

【燃やせるごみ】…生ごみ、紙クズ・木クズ等、プラスチック製品、皮革製品、ゴム製品等を主な対象として週3回の収集を行なっている。

導入後は、紙クズの中から「その他紙製容器包装ごみ」を分別して指定袋に入れ排出する。また、プラスチック製品の中から「その他プラスチック製容器包装ごみ」を分別し指定袋に入れ排出となる。

生ごみ、皮革製品、分別後の残りの紙クズ、プラスチック製品等は、「燃やせ

るごみ」の指定袋に入れて排出する。

現在の「燃やせるごみ」の区分の中で指定袋導入後は「燃やせるごみ」「その他プラスチック製容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の3種類の区分、そして指定袋の区分となります。

【燃やせないごみ】…せともの類、ガラス類、小型家電製品、金属類を週1回収集。

指定袋導入後は、「燃やせないごみの袋」に入れ排出する。区分・種類については従来どおり。

【有害ごみ】…乾電池、蛍光灯、水銀体温計等、月1回収集している。

指定袋導入後は、指定袋の指定はないが前回審議会の資料に記載したように、指定袋の販売外袋に入れて排出。排出量、頻度が多い場合は「燃やせないごみ」の指定袋を使い排出するように考えている。

【粗大ごみ】…現在、電話申し込み有料制であり、指定袋の導入には直接関わらないと考えている。

「その他プラスチック製容器包装ごみ」、「その他紙製容器包装ごみ」についての導入がこれから審議いただく「指定袋の導入時期」と深く関わります。前回の審議会で説明をしましたが、浦安市のごみ処理施設であるクリーンセンターで、「その他プラスチック製容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の施設整備を計画していることを伝えました。施設整備がされないと、ごみを分別収集しても受け入れ処理ができない。

そのため、「施設整備をしたうえで、分別収集を行なう。」という施設側での計画を立てています。「指定袋導入」に関わりの深いことなので、クリーンセンター長より「その他プラスチック製容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の施設整備の概略説明をします。

- 事務局（クリーンセンター長）

「その他プラスチック製容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の施設計画について説明します。

《施設でおこなうこと》 各種類の収集されたものの中から異物等を取り除き（選別）、「その他プラスチック容器包装ごみ」については容器包装リサイクル協会の規格に併せ引き渡せるものを圧縮梱包してリサイクル協会に引き渡す。

《設備》 選別のライン、圧縮梱包のラインを中心としてつくる。

《場所》 クリーンセンター内、再資源化施設の現在ペットボトルの処理施設ラインを撤去し、ペットボトルと「その他プラスチック容器包装ごみ」を両方を処理

できる施設を計画している。両方一緒に処理することにより、効率もよくなり経費的にも安くなると思われる。しかし、ペットボトルの施設が平成11年に国庫補助の対象とし建設した施設であり、撤去についても検討を要している。

「その他紙製容器包装ごみ」についても、現在、再資源化施設の中に紙処理施設があるため、現在の形態を整備し運用することを計画している。

- 会長 「指定袋の導入時期」について審議します。前回、環境部長から「浦安市実施計画「平成16年度実施」とあるが見直しは可能である。」と発言がありました。これにより「平成16年度実施」にこだわらず意見を頂きたい。

選択肢は、「その他プラスチック容器包装ごみ」施設整備にあわせて、「平成17年度実施」か、「平成16年度よりその準備期間として実施」になると考えている。

- 審議委員 前回の審議会では、「平成16年度実施のほうが市民の（習慣付けとなり、また指定袋ごとに年度を分けて導入するより）混乱をまねかなくて済む。」との発言をしましたが、その後、環境部長より『実施計画上の「平成16年度実施」の見直しは可能である。』を聞き、それであれば、4種類の袋を同時に施設整備にあわせ「平成17年度実施」することが市民に不審・混乱をまねく事態が少ないと考える。
- 審議委員 消費者の心情的にもお金を出し買った袋で、分別し排出したのに関わらず、分別目的の処理をされないより、（施設整備にあわせ）「平成17年度実施」がよい。
- 審議委員 （施設整備にあわせ）「平成17年度実施」がよい。

今回、自宅で「燃やせるごみ」を「生ごみ・紙クズごみ」と「その他プラスチック容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」（各製品の容器包装リサイクル法の表示により）の分別を実施してみた。

意識しながら分別しても全体のごみの量は、普段と変わらなかった。また、「生ごみ」が少ないことに驚いた。

一番多かったのはプラスチックごみでした。紙は潰して排出すればかさばらず、1ヶ月間で紙の小袋一袋に納まった。今までは、全部可燃ごみを一度に入れていたので1日20リットル位の袋では足りないくらいであったが、分別してみると、生ごみは少量であり20リットルの袋では余ってしまうので不都合だと感じた。

「その他紙製容器包装ごみ」は、腐らないので1ヶ月間置いておいても場所さえ確保できれば支障がない。「その他プラスチック容器包装ごみ」については、中に液体が入っていても軽く水ですすいで乾かして袋に入れれば1週間位は臭わなかった。

「平成16年度実施」で急ぐより、施設整備がされるのであれば、本当の意味の分別を考え他市も参考にし、浦安市独自の方法を検討していくことが必要である。

今、現在、燃やせるごみの収集が週3回であるが、今後どうなるのかまだ、事務局に聞いていないが、その検討も含め「平成17年度実施」がよい。

ごみの分別（「その他プラスチック容器包装ごみ」）については、水分をきったほうが絶対によいと思う。食品等がプラスチック容器についたまま収集されると、その後どのように処理されるか疑問に思った。やはり透明の袋にしてどのような規格の袋で収集すると（作業等の）効率がよいかを検討し導入したい。

- 審議委員 分別の収集啓発の徹底を図るため、また施設の問題もあるため「平成17年度実施」がよい。啓発により市民にごみの排出について意識をしていただき、導入後スムーズに分別が出来るようにしたい。
- 会長 「平成17年度実施」の意見が多いですが、現在のペットボトル施設の撤去等について検討を要する部分があるという説明があったが、審議会で（施設にあわせて）「平成17年度実施」と区切ってしまうことは可能か。
- 事務局 既存施設の撤去について、補助金等内部での検討事項はあるが、現段階では「平成17年度の施設整備」を計画している。「平成17年度」の施設整備で了解していただいて結構です。
- 会長 「指定袋の導入時期」については、「その他プラスチック製容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の施設整備にあわせ「平成17年度実施」と決定する。
次に「指定袋の規格」について審議する。事務局より説明を願う。
- 事務局 資料を使い袋の規格説明

- ① 料金形態が袋製作費用負担各市の指定袋の規格（大きさ・色・材質等）状況
- ② 指定袋の規格の検討 浦安市の世帯構成割合・ごみ量・袋の容積別のごみ重量から
世帯構成別の1回当りのごみ排出量及び使用する袋の容積を予想した。（資料説明）

「燃やせないごみ」に関しては、袋の中に粗大ごみより小さい家電製品等が排出されるので一概に、ごみの重量だけで袋の大きさを決められないと考えます。

袋の原価は市民負担ということもあり、袋を出来るだけ使わないようにごみの中に押し入れて排出される可能性もあり、その場合は1袋あたりの重量は資料の予想より増える可能性もあります。

また、反対に4種類「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「その他紙製容器包装ごみ」「その他プラスチック製容器包装ごみ」の指定袋が同時実施予定なので、「燃やせるごみ」の排出量は各袋に分別され資料より少量になることも考えられます。

浦安市の世帯構成は、1人世帯で38%近く、1人世帯・2人世帯で全体の58%

近くの割合を占めています。このことから、「燃やせるごみ」の指定袋は10リットル、20リットル、30リットルの袋の大きさの需要が高いと予想しています。

③ 近隣市の指定袋の販売状況を実態調査した。内容は、スーパー、ホームセンター、コンビニエンスストアでそれぞれのリットル数での販売価格調査です。会場に近隣市の指定袋をもってきていますので、ご覧ください。

(審議委員が会場の各市指定袋を見分)

- 会長 規格について意見をいただきます。袋の素材に炭酸カルシウム入りと入っていないものがあつたが、これについて事務局より説明を願う。
- 事務局 炭酸カルシウム入りは、この袋を使うことで焼却炉で燃やした際に高温にならないようにするためです。これは焼却炉への負荷軽減を考慮し幾つかの都市で導入されましたがあまり効果はみられないようです。熱効率の高いプラスチック製品を分別予定ですので、熱を下げる炭酸カルシウム入りの袋を使用する必要はありません。

また、炭酸カルシウム入りの袋は、入っていない袋より作成費用がかかります。

- 審議委員 指定袋の規格は、材質や大きさ、透明、半透明についての審議になるが、収集作業をする側からの規格に対する意見等も聞いておきたい。
- 事務局 「カラスが生ごみを食い荒らす。」との問題がありますが、カラスは目でごみを探すといわれており「黒い袋」は効果があるといわれていました。しかし、カラスは学習能力があり、実際には一度「黒い袋」にごみが入っていることを知るとそれを破き中を食い荒らしているようです。今の話は、燃やせるごみの場合に中があまり見えなくてもいけない部分もあるという一つの例として挙げました。

ここで実際、収集を行っている事業者としてのお話を審議委員よりお聞きします。

- 審議委員 カラスの話については、マヨネーズが好物のようで透明の袋の中の容器についたマヨネーズを見ると、必ず袋を破り食い荒らしているようだ。確かな数字は確認していないが、半透明のレジ袋で排出している世帯が全体の6割、残りが透明の袋と黒い袋の半分ずつ位である。世帯人数が多いところは黒い袋が多いようだ。

指定日の前日の夜などに排出している箇所は、カラスに食い荒らされているように散らかっている。日常的に散らかっているところは、カラスも集まってきているようだ。透明・半透明袋の違いではカラスの影響の差はないようだ。5月、6月はカラスの繁殖期なので被害が多いようですが、袋の色で予防するより散乱防護ネットを使用

するほうが効果がある。

- 事務局 今、カラス対策の話を中心におこないましたが、収集作業の際に大切なことは、安全に収集をするということです。黒い袋等では中身が見えず、中の危険物が破裂するという事故が全国で何件もおこっています。中身の見える袋であれば、それを防ぐことが可能になります。
- 会長 半透明の袋や透明の袋のほうが、排出者がごみに対する責任を持つという効果がある。黒い袋に戻るのは個人的には逆行だと思う。
- 審議委員 指定袋の表面に中に容れるものの表示のある市がある。参考とすべきだ。
- 審議委員 浦安市全体の中では、1人世帯から3人世帯を合わせると約八割をしめている。世帯人数が多い七人家族でさえ、(現在の)収集間隔の二日間では、分別実施された「燃やせるごみ」に45リットルの袋を使うことはないと思う。

大網白里町の指定袋を見ると、「燃やせるごみの袋」に入れられる内容や、船橋市の場合は、排出の日や指定時間を袋に明記してある。「ごみの分け方・出し方」チラシのような配付物を1人世帯の方などは見ることが少ないのではないか。それより、指定袋に排出方法を明記すれば、正しいごみの排出方法の啓発になる。最低限の必要事項の印刷が必要である。

- 審議委員 (東京の推奨袋で) 90リットルの袋があった。これの使い道について(見分の際に)話題になっていたが、個人的(船橋市在住)にはこの大きさの袋は、植木の剪定枝や粗大ごみの分解したものをに入れて排出している。このようなごみも袋に入れば持って行っている。(規格の違う)全部の袋の用途が違い、使う側が用途にあわせ選択している。
- 審議委員 4種類の袋ごとに規格(大きさ・材質・色)を決めるのか。
- 審議委員 紙くずの定義についてお聞きする。現在は、有価物の封筒・はがき類・請求書に入っているちらし類については、個人情報が入っているため破棄する処理をしている。指定袋が導入された際には「その他紙製容器包装ごみ」の袋にはどのようなものが入るのか。
- 事務局 分別以前の問題として、個人でプライバシーを保護するということは対応していただくべきことです。容器リサイクル法で示された紙の区分は、非常に広範囲であり、市町村によっても分類の仕方が違ってきます。例えば、ダイレクトメールの袋は、容器包装リサイクル法の紙の中には入りません。ただし雑紙としては処理できます。再資源化する品目の対象にするか否かは、市町村が判断できます。また、収集した紙を素材として、再生紙にする方法や、固形燃料化し再利用する方法などの再資源

化方法の目的により対象品目も異なってくると思われます。今後、その分別品目内容は事務局で検討させていただきます。

- 審議委員 市では、平成17年度以降の分別品目をどう考えているか。
- 事務局 容器包装リサイクル法では紙製容器の区分内容を決めていますが、リサイクルの考え方からすれば紙全般に及ぶものだと考えます。プライバシーの問題については個人で判断していただき可能な限り、再資源化に協力をお願いします。
- 審議委員 大きさ・形状を決める上で、現在の収集体制が今後も維持されるのか。「燃やせるごみ」は1週間で3日間の収集だが、この体制であれば分別実施をする分は、指定袋が小さくてすむ。分別することで、回収コストがかかるのではないか。それによって収集回数も検討されているのではないか。袋の規格を考えるうえで参考としたい。
- 審議委員 資源ごみのびん・缶・ペットボトルの容器の3種類については、その3種類ごと別の収集車で収集しているようだ。「燃やせるごみ」「その他プラスチック製容器包装ごみ」、「その他紙製容器包装ごみ」と分別収集を実施した場合、1週間に3回、3台ずつのごみ収集車が市内を回収するのか。
- 事務局 現在（週3回）のとおり実施すれば、袋の種類が増えた収集車の頻度は増えます。収集車の頻度が増えることで、収集のコストの問題もご指摘のとおりあります。
加えて、ごみ減量のために導入する分別・指定袋制度ですので、市民の皆様には現行の「燃やせるごみ」の中から、「その他プラスチック製容器包装ごみ」、「その他紙製容器包装ごみ」を分別して排出させたいという問題も残ります。しかし、これは市民生活に関わる大きな問題です。
- 審議委員 1週間の収集回数は、袋の規格（大きさ）を選定する基準になる。
収集回数は、市議会で条例改正として議決しなくてはいけない事なのか。
- 事務局 条例で決まっているわけではなく、議会の手続きも必要ありません。
- 審議委員 次回の審議会までに、平成17年度以降の収集回数を決定して下さい。
その結論がないと、袋の大きさ等の規格選定が出来ない。次回に収集回数を決定したのちに規格の審議をしたい。
- 事務局 指定袋の大きさ等について審議していただいているところですが、1週間の収集回数は、指定袋の大きさに関わってくることはありますが、収集回数を現在より減らすということは、今回の審議とは別問題だと考えます。袋の大きさが収集回数に密接に関わるということは了解をしています。

- 審議委員 平成17年度に「その他プラスチック製容器包装ごみ」、「その他紙製容器包装ごみ」施設整備を計画しているのなら、その計画の中で収集回数や方法は検討していないのか。
- 事務局 検討の必要性は充分認識しております。平成17年度の4種類の指定袋導入による分別実施までは、当然現行どおりの収集回数予定です。

平成17年度以降の収集回数は内部で検討はしております。しかし「燃やせるごみ」収集が1週間に3回ある体制は近隣にはなく、浦安市の独自の市民サービスです。このように市民生活と密接に関わる行政サービスの変更は慎重に取り扱っていきたいと思っています。
- 審議委員 今現在の資源ごみである「紙類」、「びん・缶・ペットボトル」の収集日に「その他紙製容器包装ごみ」「その他プラスチック製容器包装ごみ」を追加すればよいのではないかと。具体的には、「紙類」の横に指定袋に入れた「その他紙製容器包装ごみ」を排出し、「びん・缶・ペットボトル」の横に指定袋に入れた「その他プラスチック製容器包装ごみ」を排出すればすむ。収集日程も変わらず、施設の検討の説明にあったプラスチックのラインとペットボトルのラインを併用する計画にも沿うのではないかと。収集車両の増加もさほど必要ないのではないかと。
- 事務局 どの収集運搬が一番効率的であるかは、今後、業者と詰め検討して行く事項であります。
- 審議委員 「紙類」、「びん・缶・ペットボトル」の収集日に「その他紙製容器包装ごみ」「その他プラスチック製容器包装ごみ」を追加する案が可能であれば、現在の資源ごみに袋を使わず混ぜて回収すれば、4種類の指定袋は必要ないのではないかと。
- 事務局 再資源化施設の「その他プラスチック製容器包装ごみ」「ペットボトル」を同じラインで処理すると説明しましたが、混ぜて収集すると選別の手間や費用が大きくなります。そのため分別収集を実施し、処理の際に同じライン（施設）を使用しますが、処理の時間を遅らせるなどして別々の処理を実施する計画をしています。
- 審議委員 紙についても同じか。
- 事務局 同じです。
- 審議委員 平成17年度から「燃やせるごみ」の物の考え方を変えなくてはいけない。

「その他プラスチック製容器包装ごみ」は指定袋に入れペットボトルと同じ所に排出する。「紙くず」の定義をはっきりし、「その他紙製容器包装ごみ」の指定袋に入れ排出すれば、残りの「燃やせるごみ」の指定袋の中身は「生ごみ」の他は少量の「皮革

製品」・「プラスチック・ビニール・ゴム製品」となる。量が少量であれば「燃やせるごみ」の袋の大きさも2種類くらいの選定ですむ。

- 審議委員 容器包装リサイクル法の中で「その他プラスチック製容器包装ごみ」、「その他紙製容器包装ごみ」は資源にatinaさいとなっている。そのために分別をするのであるから、(資源ごみの日に収集して)資源として扱えばよい。
- 会長 収集については、「今の形態でおこなえるであろう。」との判断をし指定袋の規格等を審議することとする。
- 審議委員 ダイレクトメールについてですが、現在は雑誌と同じ扱いの資源です。ただ、排出する際にはセロハンを取って下して下さい。
- 審議委員 袋の大きさに関わることですが、大きな紙製容器は切って出してもよいのか。
- 審議委員 シュレッダーで裁断すると再生できないが、あまり細かくしなければ再生できる。
- 会長 指定袋の規格については、排出者である市民と収集作業の現場の状況の判る事務局一任という案を出したいのですが。
- 事務局 事務局で案を考え審議会で示したいと思います。
- 審議委員 案が出たら、試験的に袋を使用したいのだが。
- 事務局 出来上がったサンプルを使用するのは難しいが、今現在、市販されている既存もので、モニター的に使用していただくのは可能です。
- 事務局 次回の審議会の日程は、平成 15 年 6 月 30 日(月)の午前 10 時から文化会館中会議室を予定しています。

7. 傍聴者 0名